

特定非営利活動法人パルシック

【コンプライアンス規程】

（本規程の目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人パルシック(以下、当団体という。)が適正な活動を維持し発展するために、コンプライアンスに係る方針及びその推進に関する必要な事項を定め、これらを遵守した運営体制を確立すること目的とする。

（コンプライアンスの定義）

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、本規程に定める行動規範に従いながら、当団体の事業活動やそれに関連する社会的諸活動等（以下、事業活動等という。）に関わる法令並びに当団体における各種規程（定款・規約・規則・規程及び倫理）を遵守することをいう。

（本規程の適用範囲）

第3条 本規程は、当団体の全ての役員及び職員（正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、嘱託職員、出向職員、派遣職員及びその他当団体業務従業者、インターン、ボランティアを含む。以下「役職員」という。）に適用される。

（コンプライアンス担当責任者の設置）

第4条 当団体は、コンプライアンスに関する諸事項を取扱い、本規程の適切な運用を実現するために、理事会の決議に基づきコンプライアンス担当責任者を置くものとする。

2 コンプライアンス担当責任者はコンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 当団体は、コンプライアンス違反等に関する相談や通報のための内部通報窓口を設けることとし、「内部通報制度に関する規程」を別途に定める。

（役職員の行動規範）

第5条 当団体の役職員は、コンプライアンスを推進し、当団体に対する誠実義務を果たすとともに、以下の行動規範に従って、当団体の事業活動等に公正かつ熱心に従事するものとする。

(1) 他者の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の障がい、または年齢を理由として差別をしない。

(2) 職務上の立場を利用して不正に個人的な利益を得ない。関係する団体や個人から、社会通念を超える接待を受けたり、金銭・贈り物等を受領しない。

また、当団体の財産（有形無形）を私的に流用しない。

(3) 関係団体や政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む。）及びその職員（元職員を含む。）、政治家（候補者を含む。）等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供をしない。

(4) 事業活動等に関し、代理店等に対し業務委託を行うなど当団体外との契約をする場合、原則として、事前にその報酬等につき、合理的に取り決め、報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従う。

(5) 当団体が取扱う個人又は団体に関する情報の保護を徹底し、不適切な情報の開示・漏洩、目的外使用や第三者提供等をしない。

(6) 会計情報を正確に記録し不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わない。

(7) その他、一般的社会規範を遵守し、高い倫理観を保持し、良識をもって適切に行動する。

（コンプライアンス違反発生時の対応）

第6条 コンプライアンス違反が発生した時には、コンプライアンス担当責任者は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (2) 再発防止策の策定

第7条 コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容・程度等を考慮のうえで、しるべき手順に沿って、就業規則第7章に基づき懲戒処分等の措置の対象とする。

第8条 コンプライアンス違反発生後の対応内容については、これを公開するものとする。

（本規程の改廃）

第9条 本規程の改廃については、理事会で決議する。

（付則）

本規程は、2026年4月1日から施行する。（2026年3月10日理事会決議）